

組織犯罪対策

第1節 暴力団対策

第2節 薬物銃器対策

第3節 来日外国人犯罪対策

第4節 犯罪収益対策

第4章 CHAPTER 4



©INTERPOL

第1節

暴力団対策

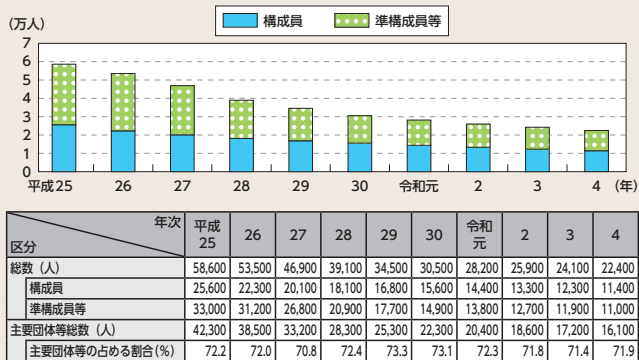
1 暴力団情勢

(1) 暴力団構成員及び準構成員等^(注1)の推移

暴力団構成員及び準構成員等の過去10年間の推移は、図表4-1のとおりであり、その総数は平成17年(2005年)以降減少し、令和4年(2022年)末には、暴力団対策法が施行された平成4年以降最少となった。この背景としては、近年の暴力団排除活動の進展や暴力団犯罪の取締りに伴う資金獲得活動の困難化等により、暴力団からの構成員の離脱が進んだことなどが考えられる。

また、六代目山口組からの分裂組織を含む主要団体等^(注2)の暴力団構成員及び準構成員等の総数に占める割合は、令和4年末も7割を超えており、寡占状態は継続している。

図表4-1 暴力団構成員及び準構成員等の推移
(平成25年～令和4年)



注1：数値は、各年末現在
注2：総数が暴力団構成員及び準構成員等の数の合計と異なるのは、これらの数が概数であるためである。

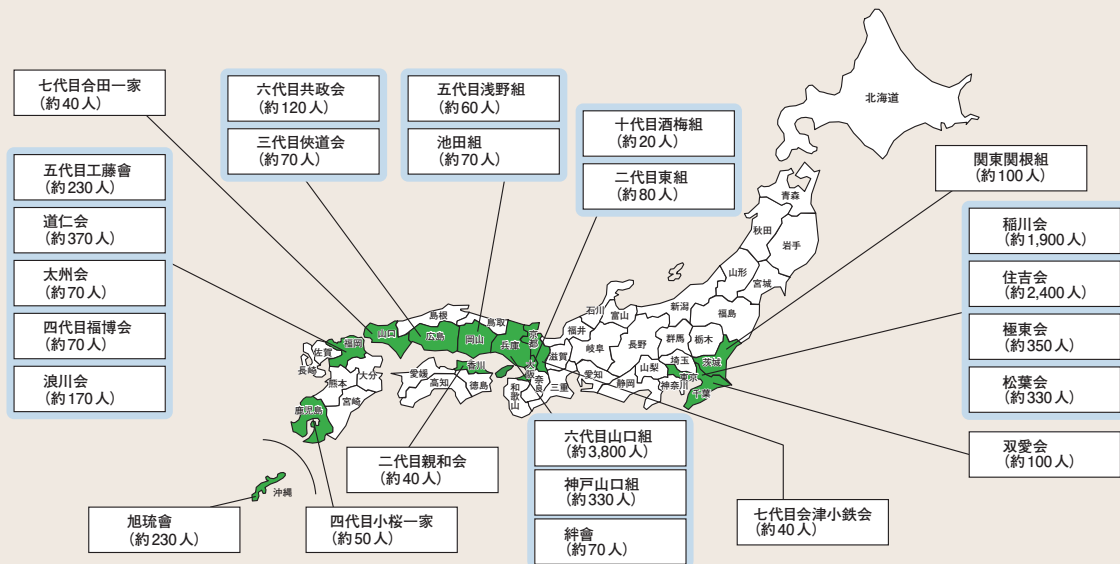
(2) 暴力団の解散・壊滅

令和4年中に解散・壊滅をした暴力団の数は106組織であり、これらに所属していた暴力団構成員の数は369人である。このうち主要団体等の傘下組織の数は67組織(63.2%)であり、これらに所属していた暴力団構成員の数は121人(32.8%)である。

(3) 暴力団の指定

令和5年6月1日現在、暴力団対策法の規定に基づき25団体が指定暴力団として指定されている。令和4年中は14団体が、令和5年中は6月までに4団体が、それぞれ指定の有効期間を満了したことから、引き続き指定を受けた^(注3)。

図表4-2 指定暴力団一覧表



注1：括弧内の人数は、各指定暴力団の構成員数を表す。
注2：令和4年末における全暴力団構成員数(約1万1,400人)に占める指定暴力団構成員数(約1万1,000人)の比率は96.5%である。

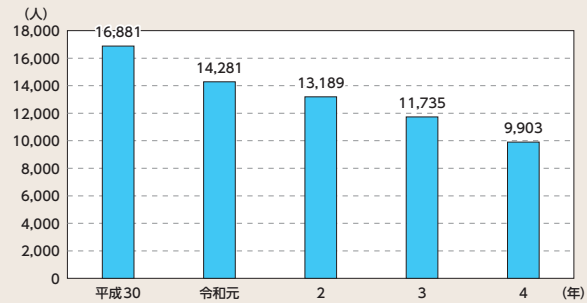
注1：暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの。
注2：平成26年までは、六代目山口組、稲川会及び住吉会を「主要3団体」と、平成27年以降は、神戸山口組を含む4団体を「主要団体」と、平成30年以降は、絆會(任侠山口組から改称)を含む5団体を、令和3年以降は、池田組を含む6団体を「主要団体等」という。
注3：令和4年中は神戸山口組、六代目山口組、稲川会、住吉会、五代目工藤會、旭琉會、七代目津小鉄会、六代目合田一家、四代目小桜一家、五代目浅野組、道仁会、二代目親和会及び双愛会が、令和5年中は浪川会、三代目俠道会、太州会及び十代目酒梅組が、それぞれ指定を受けた。

2 暴力団犯罪の取締りと暴力団対策法の運用

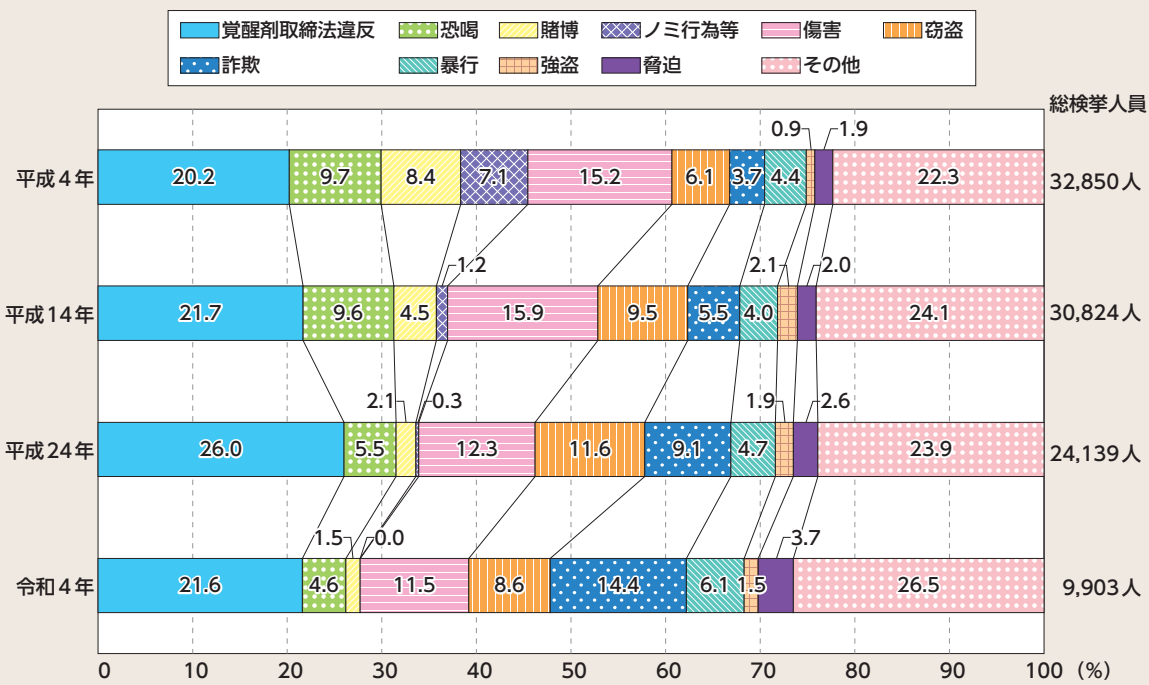
(1) 検挙状況

暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者（以下「暴力団構成員等」という。）の検挙人員は、図表4-3のとおりである。令和4年中は9,903人と、前年と比べ1,832人（15.6%）減少した。また、平成4年以降の検挙人員の罪種別割合をみると、図表4-4のとおりであり、恐喝、賭博及びノミ行為等^(注1)の割合が減少しているのに対し、詐欺の検挙人員が占める割合が増加傾向にあり、暴力団が資金獲得活動を変化させている状況がうかがわれる。

図表4-3 暴力団構成員等の検挙人員の推移（平成30年～令和4年）



図表4-4 暴力団構成員等の検挙人員の罪種別割合の推移（平成4年、平成14年、平成24年及び令和4年）



(2) 資金獲得犯罪

暴力団は、覚醒剤の密売、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝・強要のほか、強盗、窃盗、各種公的給付制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。特に、近年、暴力団構成員等が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与し、暴力団が特殊詐欺を有力な資金源の一つとしている実態がうかがわれる。

また、暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を利用し、又は共生者^(注2)と結託するなどして、その実態を隠蔽しながら、一般の経済取引を装った違法な貸金業や労働者供給事業等の資金獲得犯罪を行っている。

警察では、巧妙化・不透明化をする暴力団の資金獲得活動に関する情報の収集・分析をするとともに、社会経済情勢の変化に応じた暴力団の資金獲得活動の動向にも留意しつつ、暴力団や共生者等に対する取締りを推進している。

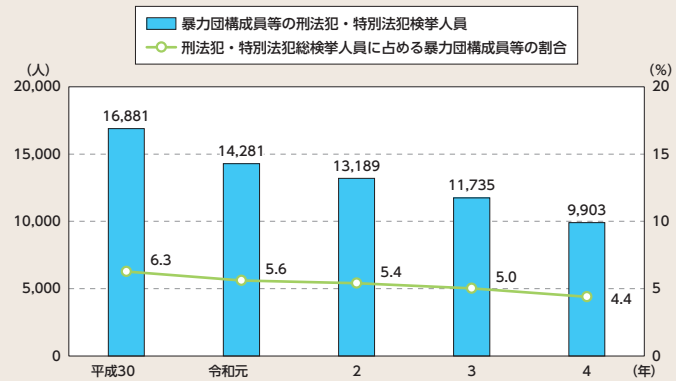
注1：公営競技をめぐって施行者以外の第三者が行う勝馬投票等類似行為等の競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法違反
 注2：暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者

(3) 特殊詐欺

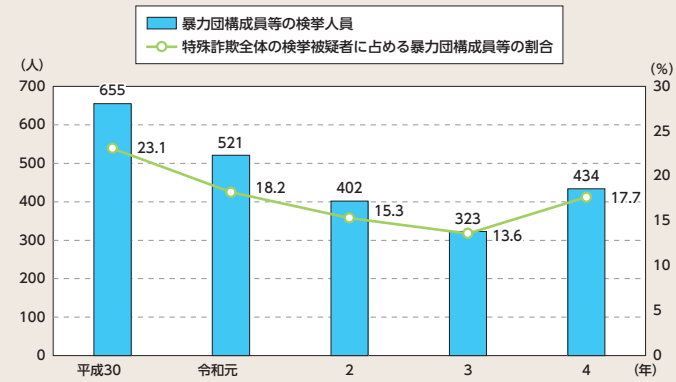
令和4年中の特殊詐欺の検挙人員2,458人のうち、暴力団構成員等の人数は434人であり、その割合(17.7%)は、刑法犯・特別法犯総検挙人員に占める暴力団構成員等の割合(4.4%)と比較して、依然として高い割合となっている。また、主な役割別検挙人員に占める暴力団構成員等の割合をみると、現場実行犯である「受け子」では11.2%、「出し子」では14.6%となっている一方、中枢被疑者では41.5%、「受け子」等の指示役^(注1)では34.3%、リクルーター^(注2)では54.9%と、犯行グループ内で主導的な立場にある者の割合が高い水準で推移しており、暴力団が主導的な立場で特殊詐欺に深く関与している実態がうかがわれる。さらに、近年は、匿名・流動型犯罪グループが特殊詐欺事件に関与している事例も確認されている。

警察では、特殊詐欺事件の背後にいとみられる暴力団や匿名・流動型犯罪グループを弱体化し、特殊詐欺の抑止を図るため、各部門が連携した多角的な取締りを推進するとともに、積極的な情報収集等により、こうしたグループの活動実態や特殊詐欺事件への関与状況等の解明を推進している。

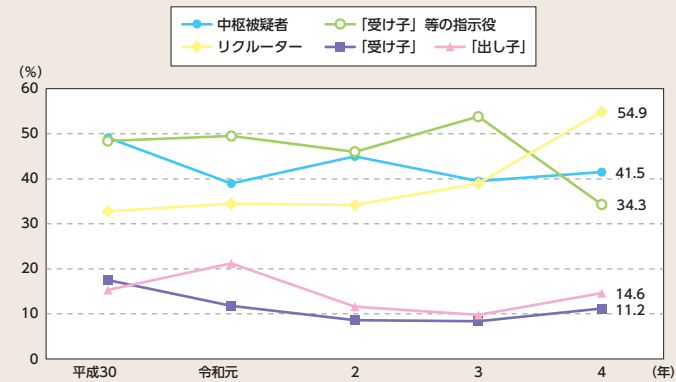
図表4-5 刑法犯・特別法犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙状況の推移(平成30年～令和4年)



図表4-6 特殊詐欺の検挙人員に占める暴力団構成員等の検挙状況の推移(平成30年～令和4年)



図表4-7 主な役割別検挙人員に占める暴力団構成員等の割合の推移(平成30年～令和4年)



CASE

平成30年1月、孫を装って高齢者に電話をかけ、「至急現金を必要としている。代わりに行く者に現金を渡してもらいたい」などと虚偽の事実を告げて現金をだまし取るなどした特殊詐欺事件で、住吉会傘下組織の構成員の男(26)が犯行グループの指示役として関与している実態を解明し、令和4年4月までに、同男ら15人を詐欺罪で逮捕した(警視庁)。

注1: 「受け子」等に対して、犯行の準備・実行・後始末等の様々な指示を行う役割の者
 注2: 「受け子」等を担う要員を犯行グループに勧誘する役割の者

(4) 対立抗争事件等の発生

暴力団は、組織の継承等をめぐって銃器を用いた対立抗争事件を引き起こしたり、自らの意に沿わない事業者を対象とする報復・見せしめ目的の襲撃等事件を起こしたりするなど、自己の目的を遂げるためには手段を選ばない凶悪性がみられる。

近年の対立抗争事件、暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件等の発生状況は、図表4-8のとおりである。これらの事件の中には、銃器が使用されたものもあり、市民生活に対する大きな脅威となるものであることから、警察では、重点的な取締りを推進している。

図表4-8 対立抗争事件の発生件数等の推移(平成30年～令和4年) (注1)

区分		年次	平成30	令和元	2	3	4
対立抗争事件 (注2)	発生件数(件)		8	14	10	3	17
	うち銃器使用		1	3	5	1	2
	死者数(人)		0	3	0	0	0
	負傷者数(人)		9	7	8	0	4
暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件 (注3)	発生件数(件)		1	2	1	1	1
	うち銃器使用		0	0	1	0	0
	うち手りゅう弾使用		0	0	0	0	0
	死者数(人)		0	0	0	0	0
暴力団等によるとみられる銃器発砲事件 (注4)	負傷者数(人)		0	2	0	0	0
	発砲事件数(件)		4	10	14	8	6
	死者数(人)		0	4	3	0	2
	負傷者数(人)		1	5	5	3	1

注1：数値は、いずれも令和5年5月末現在のもの。
 注2：特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争に起因するとみられる事件の合計を「発生件数」としている。
 注3：暴力団等が、その意に沿わない活動を行う事業者に対して威嚇、報復等の目的で行ったと認められる殺人、傷害等の事件
 注4：銃砲(拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃(銃刀法第2条第1項))を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の損害が発生したものと及びそのおそれがあったものをいう(過失及び自殺を除く。)

CASE

六代目山口組傘下組織の構成員の男(50)は、令和4年6月、神戸市内の神戸山口組組長の自宅の門扉に向けて拳銃を発射し、同門扉等を損壊した。同月、同男を建造物損壊罪で逮捕した(兵庫)。

(5) 暴力団対策法の運用

指定暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して暴力的要求行為(注)を行った場合等において、都道府県公安委員会は、暴力団対策法に基づき、中止命令等を発出することができる。中止命令等の発出件数の推移は、図表4-9のとおりである。

図表4-9 暴力団対策法に基づく中止命令等の発出件数の推移(平成30年～令和4年)

区分	年次	平成30	令和元	2	3	4
中止命令		1,267	1,112	1,134	866	877
再発防止命令		43	32	52	37	32
請求妨害防止命令		0	3	1	0	9
用心棒行為等防止命令		6	4	3	1	3
賞揚等禁止命令		16	3	7	11	57
事務所使用制限命令		2	19(1)	9	2	5

注：括弧内は撤回した仮命令の件数を外数で示している。事務所使用制限に係る仮命令を発出したところ、事務所が撤去されたことから、撤回したものである。

memo

山口組分裂後の対立抗争と暴力団対策法の活用

六代目山口組と神戸山口組の間では、平成31年4月以降、拳銃を使用した殺人事件等が相次いで発生するなど、対立抗争が激化し、地域社会に大きな不安を与えた。こうした状況を受け、令和2年1月以降、兵庫県等の公安委員会が、暴力団対策法に基づき、特に警戒を要する区域(以下「警戒区域」という。)を定めた上で、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定しており、その後も、対立抗争等の情勢に応じて警戒区域を追加するなどの措置を講じることにより、対立抗争に伴う市民への危害の防止に努めている。令和5年5月末現在、9府県14市町を警戒区域と定めている。



暴力団事務所に対する標章貼付の状況

また、神戸山口組から離脱した池田組と六代目山口組の間でも、令和4年5月以降、サバイバルナイフを使用した殺人未遂事件が発生するなど、対立抗争が激化する状況が認められたことから、令和4年12月、岡山県等の公安委員会が、暴力団対策法に基づき、警戒区域を定めた上で、両団体を特定抗争指定暴力団等に指定した。令和5年5月末現在、4県4市を警戒区域と定めている。

注：指定暴力団の暴力団員が威力を示して行う不当な金品等の要求行為

3 暴力団排除活動の推進

(1) 国及び地方公共団体における暴力団排除活動

国及び地方公共団体は、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）における申合せ等に基づき、警察と連携して、受注業者の指名基準及び契約書に暴力団排除条項^(注1)（下請契約、再委託契約等に係るものを含む。）を盛り込むほか、受注業者に対して、暴力団等に不当に介入された場合の警察への通報等を義務付けるなどの取組を推進している。また、民間工事等に関係する業界及び独立行政法人に対しても、同様の取組が推進されるよう所要の指導・要請を行っている。

(2) 各種事業・取引等からの暴力団排除

① 各種事業からの暴力団排除

近年、各種事業から暴力団関係企業等を排除するため、法令等において暴力団排除条項の整備が進んでおり、警察では、暴力団の資金源を遮断するため、関係機関・団体と連携して、貸金業、建設業等の各種事業からの暴力団排除を推進している。

② 各種取引からの暴力団排除

近年、暴力団の資金獲得活動が巧妙化・不透明化をしていることから、警察では、取引先が暴力団関係企業等であると気付かずに企業が経済取引を行ってしまうことを防ぐため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」^(注2)及びワーキングチームにおける申合せに基づき、関係機関・団体と連携を強化し、各種取引からの暴力団排除を推進している。

(3) 地域住民等による暴力団排除活動

警察では、暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）及び弁護士会と緊密に連携し、適格暴追センター制度^(注3)も活用しながら、事務所撤去訴訟等に対する支援を実施するなどして、地域住民等による暴力団排除活動を支援している。

また、指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する暴力団対策法の規定を効果的に活用し、暴力団犯罪に係る損害賠償請求訴訟に対する支援を実施するなどして、暴力団の不当要求による被害の防止、暴力団からの被害の救済等に努めている。



暴力追放県市民大会の状況

CASE ▶

令和元年9月から同年12月にかけて発生した神戸山口組傘下組織の構成員らによる特殊詐欺事件の被害者6人が、神戸山口組の代表者らに対して損害賠償を求め、令和4年3月、京都地方裁判所に民事訴訟を提訴したところ、同年6月、同代表者らが解決金約300万円を支払うことで和解が成立した。警察では、同訴訟に関し、必要な情報を提供するなど、弁護士会と連携し支援を実施した（京都）。

注1：法令、規約及び契約書等に設けられている条項であって、許可を取得する者、事務の委託の相手方、契約等の取引の相手方等から暴力団員等の暴力団関係者又は暴力団関係企業を排除する旨を規定する条項

注2：平成19年の犯罪対策閣僚会議幹事会における申合せ。企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について取りまとめたもの。

注3：国家公安委員会から適格暴追センターとして認定を受けた暴追センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、自己の名をもって事務所使用差止請求を行うことができる制度

(4) 地方公共団体における暴力団排除に関する条例の運用

各都道府県は、地方公共団体、住民、事業者等が連携・協力をして暴力団排除に取り組む旨を定め、暴力団排除に関する基本的な施策、青少年に対する暴力団からの悪影響排除のための措置、暴力団の利益になるような行為の禁止等を主な内容とする暴力団排除に関する条例の運用に努めている。

各都道府県では、条例に基づき、暴力団の威力を利用する目的で財産上の利益の供与をしてはならない旨の勧告等を実施している。令和4年中における実施件数は、勧告が38件、指導が3件、中止命令が10件、再発防止命令が4件、検挙が14件となっている。

CASE ▶

稲川会傘下組織の組長の男(55)は、神奈川県暴力団排除条例に定める暴力団事務所の開設又は運営の禁止区域において、令和2年10月頃、暴力団事務所を開設し、その頃から令和4年3月までの間、同事務所を運営した。同年5月までに、同男を同条例違反(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)で逮捕した(神奈川)。

CASE ▶

住吉会傘下組織の幹部の男(42)は、令和3年6月から令和4年1月にかけて、東京都暴力団排除条例に定める暴力団排除特別強化地域において、社交飲食店を営む者から、用心棒の役務の提供をすることの対償として、現金合計54万円の供与を受けた。同年6月、同男ら2人を同条例違反(特別強化地域における暴力団員の禁止行為・特別強化地域における特定営業者の禁止行為)で検挙した(警視庁)。

(5) 暴力団員の社会復帰対策の推進

暴力団を壊滅するためには、構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促すことが重要である。警察庁では、令和5年に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して、構成員に対する暴力団からの離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、構成員の離脱・就労、社会復帰等に必要な社会環境及びフォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を推進している。

CASE ▶

暴力団からの離脱者が、暴追センターに対して転職に関する相談をしたことから、同人の希望も踏まえつつ、社会復帰アドバイザー^(注1)が受入れ賛同企業との面談を行うなど、社会復帰対策協議会^(注2)において就労支援を行った。令和4年5月、同人は希望する企業に就労した。

注1：暴力団から離脱した者及び離脱する意思を有する者の円滑な就労を支援するため、暴力団からの円滑な離脱や離脱希望者の生活環境の調整、改善等について知識や経験を有する元警察職員のうちから警視総監又は道府県警察本部長が任命した者

注2：警察、暴追センター、関係機関・団体等から構成される、暴力団を離脱した者の安定した雇用の場の確保のための連絡組織

4 匿名・流動型犯罪グループの動向と警察の取組

(1) 匿名・流動型犯罪グループの動向と特徴

暴走族の元構成員等を中心とする集団に属する者が、繁華街・歓楽街等において、集団的又は常習的に暴行、傷害等の事件を起こしている例がみられるところ、こうした集団の中には、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在しており、警察では、こうした集団を暴力団に準ずる集団として「準暴力団」と位置付け、取締りの強化等に努めてきた。

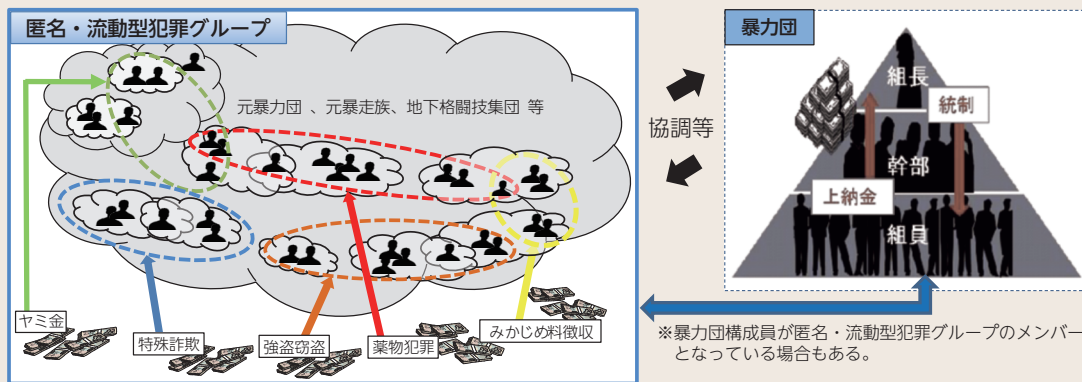
こうした中、近年、準暴力団として位置付けられる集団以外に、SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの集団もみられ、治安対策上の脅威となっている。これらの集団は、SNSを通じるなどした緩やかな結び付きで離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的であり、また、匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化したり、特殊詐欺や強盗等の違法な資金獲得活動によって蓄えた資金を基に、更なる違法活動や風俗営業等の事業活動に進出したりするなど、その活動実態を匿名化・秘匿化する状況がみられる。こうした情勢を踏まえ、警察では、準暴力団を含むこうした集団を「匿名・流動型犯罪グループ」と位置付け、実態解明を進めている。

また、匿名・流動型犯罪グループの中には、資金の一部を暴力団に上納するなど、暴力団と関係を持つ実態も認められるほか、暴力団構成員が匿名・流動型犯罪グループと共謀して犯罪を行っている事例もあり、このような集団の中には、暴力団と匿名・流動型犯罪グループとの結節点の役割を果たす者が存在するとみられる。

CASE

令和4年5月に発生した特殊詐欺グループ内でのトラブルを発端とした監禁事件の捜査を端緒として、同グループのリーダーの男(25)がSNSを利用するなどして実行犯を募集した上、高齢者のキャッシュカードを別のカードにすり替えて窃取するなどの手口で特殊詐欺事件を広域的に敢行していた実態を解明し、令和5年5月までに、同男ら37人を窃盗罪等で逮捕した(大阪、滋賀及び奈良)。

図表4-10 匿名・流動型犯罪グループの特徴



(2) 警察の取組

警察では、匿名・流動型犯罪グループの動向を踏まえ、繁華街・歓楽街対策、特殊詐欺対策、侵入強盗対策、暴走族対策、少年非行対策等の関係部門間における連携を強化し、匿名・流動型犯罪グループに係る事案を把握するなどした場合の情報共有を行い、部門の垣根を越えた実態解明の徹底に加え、あらゆる法令を駆使した取締りの強化に努めている。

CASE ▶

暴力団構成員の男（22）は、自らがリーダーとなっている集団のメンバーらと共に、令和4年5月、知人の男性を車両後部座席に乗車させ、同男性の顔面等を殴るなどの暴行を加えて負傷させるとともに、同男性の両手首等を結束バンド等で緊縛し、同男性の目等を粘着テープで塞ぎ、同車からの脱出を不能にした。さらに、これらの暴行等により反抗を抑圧されている同男性から腕時計等を強取した。同年8月までに、同男ら5人を逮捕監禁罪等で逮捕した（警視庁、福岡）。

CASE ▶

特殊詐欺等の事件を起こしていた集団のメンバーの男（24）らは、令和3年9月、知人女性とトラブルになった男性に制裁を加えようと考え、出会い系サイトを利用して同男性をおびき出し、熊本県内の駐車場において、車両に乗車中の同男性に対し、木刀等を手に持って同車両を取り囲んだ上、「お前昨日何かしよったやろが」などと言い、運転席窓ガラス等を殴打するなどし、さらに、運転席ドアを開けて木刀を車内に突き入れるなどの暴行を加えて脅迫した。令和4年8月、同男ら7人を暴力行為等処罰に関する法律違反で逮捕した（熊本）。

CASE ▶

暴力団と密接に関係し、その資金源となっている状況がうかがわれる集団のメンバーであり、飲食店の個人事業主である男（40）は、令和3年1月から同年11月にかけて、国の雇用調整助成金制度の特例措置及び緊急雇用安定助成金制度を利用して同助成金の名目で現金をだまし取ろうと考え、虚偽の雇用調整助成金支給申請書等を厚生労働省福岡労働局に提出して同助成金の支給を申請し、現金合計約2,554万円をだまし取った。令和4年6月、同男を詐欺罪で逮捕した（福岡）。

CASE ▶

電磁的公正証書原本不実記録（偽装結婚等）等の事件を起こしていた集団のメンバーの男（36）らは、住宅ローン融資の名目で金融機関から現金をだまし取ろうと企て、令和3年4月から同年6月にかけて、勤務先や年収等について虚偽の内容を記載した住宅ローンの借入申込書を提出するなどして金融機関に融資を承認させ、総額2,498万円をだまし取った。令和4年8月までに、同男ら3人を詐欺罪で逮捕した（岐阜）。

CASE ▶

表向きにはラップグループとして活動している集団を特殊詐欺事件の捜査過程で把握したことを端緒として、同集団に対する実態解明を進めた結果、同集団がSNSを利用して大麻の密売をしていることが明らかになった。令和4年9月までに、同集団のリーダーの男（26）ら13人を詐欺罪、大麻取締法違反（営利目的譲渡等）等で検挙し、同集団を壊滅させた（群馬、沖縄）。

第2節

薬物銃器対策

1 薬物情勢

令和4年(2022年)中の薬物事犯の検挙人員は1万2,142人と、引き続き高い水準にあり、我が国の薬物情勢は依然として厳しい状況にある。薬物は、乱用者の精神や身体をむしばむばかりでなく、幻覚、妄想等により、乱用者が殺人、放火等の凶悪な事件や重大な交通事故等を引き起こすこともあるほか、薬物の密売が暴力団等の犯罪組織の資金源となることから、その乱用は社会の安全を脅かす重大な問題である。

(1) 薬物事犯別の検挙状況

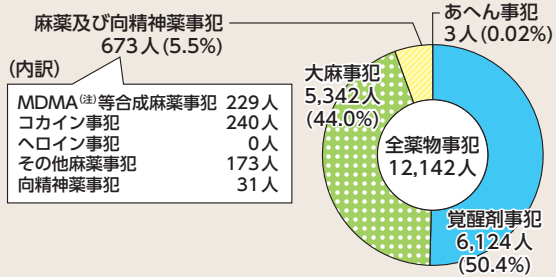
① 覚醒剤事犯

令和4年中、覚醒剤事犯の検挙人員は前年より減少したが、全薬物事犯の検挙人員の50.4%を占めている。また、押収量は289.0キログラムと、前年より399.8キログラム減少した。覚醒剤事犯の特徴としては、検挙人員のうち約4割を暴力団構成員等が占めていることのほか、30歳代以上の検挙人員が多いことや、他の薬物事犯と比べて再犯者の占める割合が高いことが挙げられる。

② 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は過去最多となった前年から横ばいで推移しており、覚醒剤事犯に次いで検挙人員の多い薬物事犯である。近年では、面識のない者同士がSNSを通じて連絡を取り合いながら大麻の売買を行う例もみられる。大麻事犯の特徴としては、他の薬物事犯と比べて、検挙人員のうち初犯者や20歳代以下の若年層の占める割合が高いことが挙げられる。

図表4-11 薬物事犯の検挙人員(令和4年)



注：化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン(3,4-Methylenedioxyamphetamine)」の略名
本来は白色粉末であるが、様々な着色がなされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されることが多い。

図表4-12 各種薬物事犯の検挙状況及び押収量の推移(平成30年(2018年)～令和4年)

区分		年次	平成30	令和元	2	3	4	
覚醒剤事犯	検挙人員(人)		9,868	8,584	8,471	7,824	6,124	
	押収量	(kg)	1,138.6	2,293.1	437.2	688.8	289.0	
		(錠)	261	64	5	2,952	1,533	
大麻事犯	検挙人員(人)		3,578	4,321	5,034	5,482	5,342	
	押収量	乾燥大麻(kg)		280.4	350.2	265.1	329.7	289.6
		大麻樹脂(kg)		2.9	12.8	3.4	2.1	5.6
		大麻濃縮物(kg)		-	-	-	22.2	74.0
		大麻草(本)		4,456	8,074	9,893	7,301	7,563
		大麻草(kg)		23.0	33.2	37.9	17.8	11.2
麻薬及び向精神薬事犯	MDMA等合成麻薬	検挙人員(人)		50	82	201	221	229
		押収量(錠)		12,303	73,935	90,322	54,204	74,824
	コカイン	検挙人員(人)		197	205	188	157	240
		押収量(kg)		42.0	34.9	23.4	10.0	41.8
	ヘロイン	検挙人員(人)		10	6	6	0	0
		押収量(kg)		0.0	0.0	14.8	0.0	0.0
	向精神薬	検挙人員(人)		34	44	34	20	31
		押収量(錠)		10,859	55	4,075	533	11,038
あへん事犯	検挙人員(人)		1	2	12	15	3	
	押収量(kg)		0.0	0.0	0.0	5.8	0.0	

注1：覚醒剤の押収量(kg)は、錠剤型覚醒剤を含まない。
注2：大麻草の押収量(kg)は、本数として計上できない形状のものを示す。
注3：合成麻薬の押収量は、覚醒剤とMDMA等の混合錠剤を含む。

(2) 薬物密輸入事犯の検挙状況

令和4年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は294件と、前年より82件（38.7%）増加し、検挙人員は376人と、前年より108人（40.3%）増加した。

覚醒剤密輸入事犯の検挙状況の推移は、図表4-13のとおりである。令和4年中は、覚醒剤の押収量が前年より減少したものの、暴力団構成員等や来日外国人の検挙人員は前年より増加し、覚醒剤密輸入事犯の検挙件数は、3年ぶりに100件を超えており、覚醒剤に対する根強い需要が存在しているものと考えられる。

図表4-13 覚醒剤密輸入事犯の検挙状況及び押収量の推移（平成25年～令和4年）

区分	年次	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
検挙件数（件）		119	150	73	82	126	127	273	73	56	129
	うち航空機利用によるもの	96	121	44	41	84	80	189	25	3	43
	構成比（%）	80.7	80.7	60.3	50.0	66.7	63.0	69.2	34.2	5.4	33.3
検挙人員（人）		160	176	96	97	153	157	333	114	83	175
	うち暴力団構成員等	30	25	19	11	14	32	36	20	17	37
	うち来日外国人 ^(注)	113	127	56	65	109	99	239	58	29	72
押収量（kg）		816.1	448.0	394.6	1,428.4	1,073.4	784.4	609.5	418.2	673.1	282.1

注：我が国に存在する外国人のうち、定着居住者（永住者、永住者の配偶者及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人

(3) 犯罪組織等の動向

① 暴力団による薬物事犯

令和4年中の薬物事犯の検挙人員（1万2,142人）のうち、暴力団構成員等が24.0%（2,915人）を占めている。また、密売関連事犯^(注)の検挙人員（626人）のうち、暴力団構成員等が33.9%（212人）を占めているところ、これらを薬物事犯別でみると、覚醒剤の密売関連事犯の検挙人員（280人）のうち53.6%（150人）を、大麻の密売関連事犯の検挙人員（305人）のうち20.0%（61人）を、それぞれ暴力団構成員等が占めており、覚醒剤や大麻の密売に暴力団が深く関与していることがうかがわれる。

② 来日外国人による薬物事犯

令和4年中の来日外国人による薬物事犯の検挙人員は652人と、前年より62人（8.7%）減少した。このうち、営利目的輸入事犯の検挙人員は150人であり、国籍・地域別でみると、ベトナムが48.0%（72人）を占めているほか、密売関連事犯の検挙人員は36人であり、国籍・地域別でみると、ベトナムが38.9%（14人）を占めている。

CASE

六代目山口組傘下組織幹部の男（53）らは、令和3年2月から令和4年2月にかけて、石川県内等において、覚醒剤の密売等をした。令和4年11月までに同男ら9人を覚醒剤取締法違反（営利目的所持等）等で逮捕するとともに、同男らから覚醒剤を購入するなどした客等40人を覚醒剤取締法違反（所持等）等で検挙した（石川、富山及び福井）。

注：営利目的所持、営利目的譲渡し及び営利目的譲受け

2 薬物対策

(1) 供給の遮断

我が国で乱用されている薬物の大半が海外から流入していることから、警察では、これを水際で阻止するため、税関、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国際捜査共助等の積極的な実施や国際会議への参加を通じた情報交換等による国際捜査協力を推進している。令和4年中は、国連麻薬委員会（CND^(注1)）や国連薬物・犯罪事務所（UNODC^(注2)）が主催する会議等に参加した。

また、薬物犯罪組織の壊滅を図るため、組織犯罪の取締りに有効な通信傍受等の捜査手法を積極的に活用し、組織の中核に迫る捜査を推進している。さらに、薬物犯罪組織に資金面から打撃を与えるため、麻薬特例法の規定に基づき、業として行う密輸・密売等^(注3)やマネー・ロンダリング事犯の検挙、薬物犯罪収益の没収^(注4)・追徴^(注5)等の対策を推進している。

このほか、インターネットを利用した薬物密売事犯対策として、サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター（IHC^(注6)）からの通報等により薬物密売情報の収集を強化し、密売人の取締りを推進している。

(2) 需要の根絶

警察では、薬物乱用者を厳しく取り締まるとともに、広報啓発活動を行い、社会全体から薬物乱用を排除する気運の醸成を図っている。

また、薬物事犯で検挙された者やその家族等の希望に応じて、薬物乱用防止のための相談先等を記載した資料を配付するなど、薬物再乱用防止に向けた相談活動の充実を図っている。



薬物再乱用防止のための広報資料



大麻乱用防止のための広報ポスター

注1：Commission on Narcotic Drugsの略。国連経済社会理事会の下部機関として昭和21年（1946年）に設立された機関であり、53か国が構成員となっている。薬物関連諸条約履行の監視、薬物統制の強化に関する勧告等薬物規制に係る政策を決定している。

注2：United Nations Office on Drugs and Crimeの略。平成9年（1997年）に設立された、国連において薬物問題等を包括的かつ一体的に取り扱う機関

注3：通常の密輸・密売等より重く処罰することができ、また、一連の行為を集合犯として捉え、その間の薬物犯罪収益総体が没収・追徴の対象となる。

注4：財産を剥奪して国庫に帰属させる処分を内容とする財産刑

注5：財産の全部又は一部を没収することができない場合に、その価額の納付を強制する処分

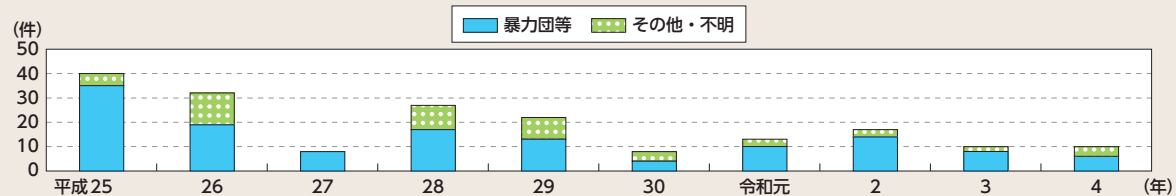
注6：109頁参照（第3章）

3 銃器情勢とその対策

(1) 銃器情勢

令和4年中は、銃器発砲事件が9件発生し、このうち、6件が暴力団等によるとみられる事件であり、これら6件はいずれも繁華街や住宅街において発生している。

図表4-14 銃器発砲事件の発生状況の推移（平成25年～令和4年）



区分	年次	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
総数（件）	総数（件）	40	32	8	27	22	8	13	17	10	9
	暴力団等	35	19	8	17	13	4	10	14	8	6
	うち対立抗争	20	9	0	6	1	1	3	5	1	2
	その他・不明	5	13	0	10	9	4	3	3	2	3

注1：数値は、いずれも令和5年5月末現在のもの。
 注2：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。
 注3：「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。
 注4：「その他・不明」の欄は、暴力団等によるとみられるもの以外の銃器発砲事件数を示す。

図表4-15 銃器発砲事件による死傷者数の推移（平成25年～令和4年）

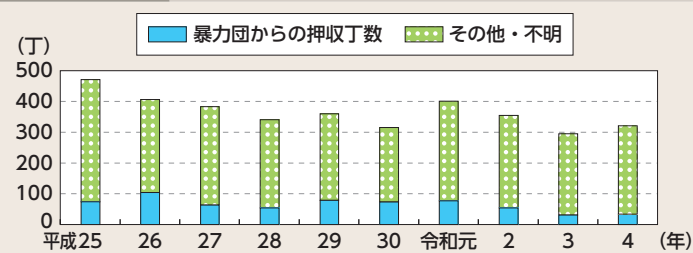
区分	年次	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
死傷者数（人）	死傷者数（人）	8 (5)	10 (7)	4 (0)	11 (8)	8 (5)	3 (2)	12 (3)	9 (3)	5 (2)	6 (3)
	死者数	6 (5)	6 (6)	1 (0)	5 (3)	3 (2)	2 (2)	4 (0)	4 (3)	1 (1)	4 (2)
	負傷者数	2 (0)	4 (1)	3 (0)	6 (5)	5 (3)	1 (0)	8 (3)	5 (0)	4 (1)	2 (1)

注：括弧内は、暴力団構成員等以外の者の死者数・負傷者数を内数で示す。

(2) 銃器対策

拳銃の押収丁数の推移は、図表4-16のとおりであり、前年より増加した。銃器に対する厳しい規制は、我が国の良好な治安の根幹を支えるものであるところ、警察では、暴力団等の犯罪組織が所持・管理をする銃器の摘発に重点を置いた取締りを行うほか、インターネット上に流通する銃器に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関と連携した活動等により、銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼び掛け、国民の理解と協力の確保に努めるなど、総合的な銃器対策を推進している。

図表4-16 拳銃押収丁数の推移（平成25年～令和4年）



区分	年次	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
押収丁数（丁）	押収丁数（丁）	471	406	383	341	360	315	401	355	295	321
	暴力団	74	104	63	54	79	73	77	54	31	34
	その他・不明	397	302	320	287	281	242	324	301	264	287

注：「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

第3節

来日外国人犯罪対策

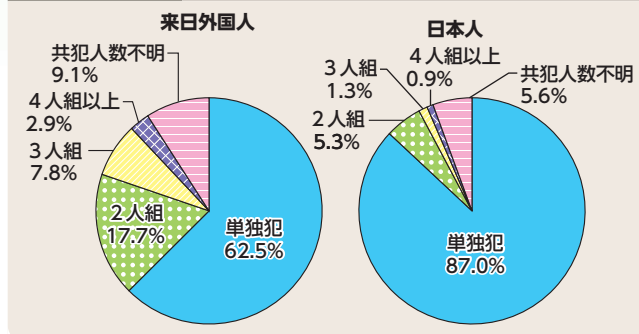
1 来日外国人犯罪の情勢

(1) 来日外国人犯罪の組織化の状況

令和4年(2022年)中の来日外国人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は37.5%と、日本人(13.0%)の約2.9倍に上っている(注1)。罪種別にみると、万引きで46.7%と、日本人(2.6%)の約18.0倍に上る。

このように、来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて組織的に行われる傾向がうかがわれる。

図表4-17 来日外国人と日本人の刑法犯における共犯率の違い(令和4年)



(2) 組織の特徴

来日外国人で構成される犯罪組織についてみると、出身国や地域別に組織化されているものがある一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を行うために様々な国籍の構成員が役割を分担するなど、構成員が多国籍化しているものもある。このほか、面識のない外国人同士がSNSを通じて連絡を取り合いながら犯行に及んだ例もみられる。

また、近年、他国で行われた詐欺事件による詐欺金の入金先口座として日本国内の銀行口座を利用し、詐欺金入金後にこれを日本国内で引き出してマネー・ローンダリングを行うといった事例があるなど、犯罪行為や被害の発生場所等の犯行関連場所についても、日本国内にとどまらず複数の国に及ぶものがある。

(3) 犯罪インフラ(注2)の実態

来日外国人で構成される犯罪組織が関与する犯罪インフラ事犯には、地下銀行による不正な送金、偽装結婚、偽装認知、不法就労助長、旅券・在留カード等偽造等がある。

地下銀行は、不法滞在者等が犯罪収益等を海外に送金するために利用されている。また、偽装結婚、偽装認知及び不法就労助長は、在留資格の不正取得による不法滞在等の犯罪を助長しており、これを仲介して利益を得るブローカーや暴力団が関与するものがみられるほか、近年では、在留資格の不正取得や不法就労を目的とした難民認定制度の濫用・誤用が疑われる例も発生している。偽造された旅券・在留カード等は、身分偽装手段として利用されるほか、不法滞在者等に販売されることもある。

CASE

ベトナム人の男(28)らは、令和3年4月から同年12月にかけて、依頼人からベトナム国内への送金依頼を受けて、インターネットバンキングサービスを利用して同国内の銀行口座に振込入金などの手口で地下銀行を営み、合計約111万円を不正送金することにより、無免許で営業として為替取引を行っていた。令和4年7月までにベトナム人の男ら3人を銀行法違反(無免許営業)で逮捕した(栃木、宮城及び広島)。

注1：来日外国人と日本人の共犯事件については、主たる被疑者の国籍・地域により、来日外国人による共犯事件であるか、日本人による共犯事件であるかを分類して計上している。

注2：77頁参照(第2章)

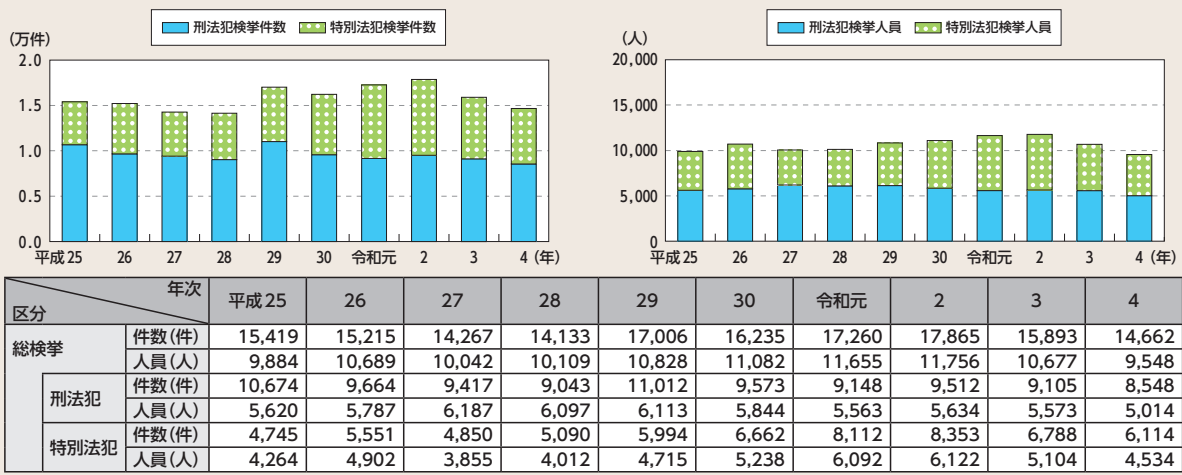
2 来日外国人犯罪の検挙状況

(1) 全般的傾向

来日外国人犯罪の検挙状況の推移は、図表4-18のとおりである。

令和4年中の来日外国人による刑法犯の検挙状況をみると、中国人やベトナム人による窃盗犯等の減少に伴い、検挙件数・検挙人員共に前年より減少した。また、特別法犯の検挙状況を同様にみると、令和3年中に多数を占めていたベトナム人による入管法違反等の減少に伴い、検挙件数・検挙人員共に減少した。

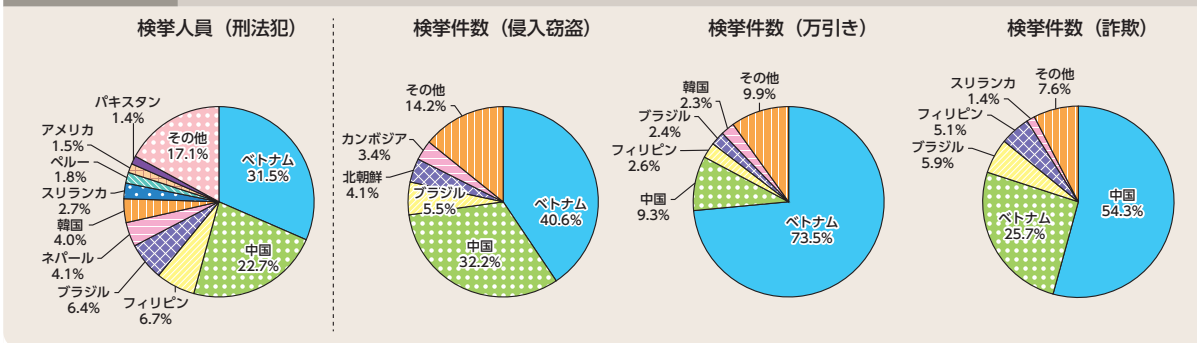
図表4-18 来日外国人犯罪検挙状況の推移（平成25年（2013年）～令和4年）



(2) 国籍・地域別検挙状況

令和4年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍・地域別にみると、図表4-19のとおりである。検挙件数・検挙人員共に、ベトナム及び中国の2か国で全体の半数以上を占めている(注)。また、刑法犯検挙件数(罪種別)をみると、侵入窃盗についてはベトナム及び中国が、万引きについてはベトナムが、詐欺については中国が、それぞれ高い割合を占めている。

図表4-19 来日外国人犯罪の国籍・地域別検挙状況（令和4年）



CASE

フィリピン人の男(26)らは、令和3年8月から令和4年2月にかけて、不特定多数の賭客を相手方として、インターネット上において、足に刃物を付けた2羽の鶏の闘いによる勝敗を予想して現金で購入したポイントを賭けさせる「オンラインサボン」と称する賭博をしていた。同年4月までに同男ら6人を常習賭博罪等で検挙した(岐阜)。

注：令和4年6月末現在、入管法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者を除いた者(約183.8万人)の国籍・地域別の割合は以下のとおり
ベトナム25.2%、中国23.3%、フィリピン8.3%、ネパール6.5%、ブラジル4.8%、インドネシア4.2%、韓国4.1%、ミャンマー2.5%、米国2.4%、タイ1.9%、その他16.8%(出入国在留管理庁作成資料を基に警察庁が集計)

3 国際組織犯罪に対処するための取組

(1) 国内関係機関との連携

警察では、事前旅客情報システム（APIS^(注1)）等を活用して関係機関と連携した水際対策を行っている。出入国在留管理庁との間では、被疑者が国外に逃亡するおそれのある場合の手配や、偽装滞在者等に対する合同摘発を行うなど連携を図っている。また、税関との間では、不正輸出入を防止するための合同摘発を行うなどの連携を図っている。

CASE ▶

東京出入国在留管理局と連携して捜査したところ、中国人の男（30）らが、令和4年1月から同年9月にかけて、在留カードを偽造し、SNSを利用してベトナム人から注文を受け付けて偽造在留カードを販売していたことが判明した。同年10月までに、同男ら3人及び日本人の男1人を入管法違反（在留カード偽造、偽造在留カード提供等）等で逮捕した（警視庁、岩手、群馬、埼玉、千葉及び兵庫）。



押収した偽造在留カード等

(2) 外国捜査機関等との連携

複数の国・地域において犯罪を行う国際犯罪組織に対処するためには、関係国の捜査機関等との情報交換、捜査協力等が不可欠であり、警察では次のような取組を進めている。

① ICPOを通じた国際協力

ICPO^(注2)は、各国の警察機関を構成員とし、犯罪の捜査における国際的な協力を目的とした機関であり、令和4年末現在、我が国を含む195の国・地域が加盟している。ICPOでは、国際犯罪に関する情報の収集と交換、犯罪対策のための国際会議の開催や国際手配書の発行等が行われている。警察庁は、捜査協力の実施のほか、ICPOが開催する国際組織犯罪対策に関連する様々な会合への参加、事務総局等への職員の派遣、分担金の拠出等により、ICPOの活動に貢献している。



第90回ICPO総会（©INTERPOL）

図表4-20 主な国際手配書の種別

 <p>【赤手配書】 引渡し又は同等の法的措置を目的として、被手配者の所在の特定及び身柄の拘束を求めるもの</p>	 <p>【青手配書】 事件に関連のある人物の身元、その所在地又は行動に関する情報を収集するもの</p>	 <p>【黄色手配書】 行方不明者（主に未成年）の所在の特定又は自己の身元を特定することができない者の身元特定のため、情報を求めるもの</p>	 <p>【緑手配書】 罪を犯した者で、その犯罪を他国で繰り返すおそれのある者に関する警告及び情報を提供するもの</p>
--	--	---	--

CASE ▶

日本人の男（58）らは、令和元年7月から令和3年3月にかけて、SNSを通じて知り合った相手に、架空の人物を装って恋愛感情を抱かせた上で金銭を振り込ませる手口により、複数人から金銭をだまし取るなどした。令和4年1月までに日本人7人、ガーナ人2人及びカメルーン人1人を詐欺罪、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）等で逮捕した。その後、共犯者の日本人の男についてICPOを通じて国際手配を行ったところ、ガーナ当局において、同男を不法滞在で拘束し、退去強制がなされたため、同年8月、同男を詐欺罪で逮捕した（大阪）。

注1：Advance Passenger Information Systemの略。航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム

注2：117頁参照（第3章）

② 外国捜査機関等との連携

警察庁では、ICPOを通じた捜査協力のほか、外交ルート、刑事共助条約（協定）^{（注1）}、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約等を活用して、外国捜査機関に対して捜査共助^{（注2）}を要請するなどしている。

例えば、被疑者が国外に所在する可能性が疑われる場合には、外国捜査機関等と迅速に情報を交換し、捜査に必要な証拠の提供を受けるなどして、事件の全容解明を図っている。

また、外国捜査機関との間で開催される二国間協議等に積極的に参加し、連携の強化を図っている。

図表4-21 ICPOを通じた捜査協力件数の推移（平成25年～令和4年）

	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
要請を受託した件数	2,920	3,021	1,993	1,698	1,815	1,693	1,545	1,277	1,181	981
要請した件数	473	371	318	294	327	445	424	385	414	472

注：数値は、各年末現在

図表4-22 捜査共助件数の推移（平成25年～令和4年）

	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
要請を受託した件数	34	37	36	37	32	63	38	43	74	34
要請した件数	138	77	53	83	109	156	186	169	199	208

注：数値は、各年末現在

（3）国外逃亡被疑者等^{（注3）}の追跡

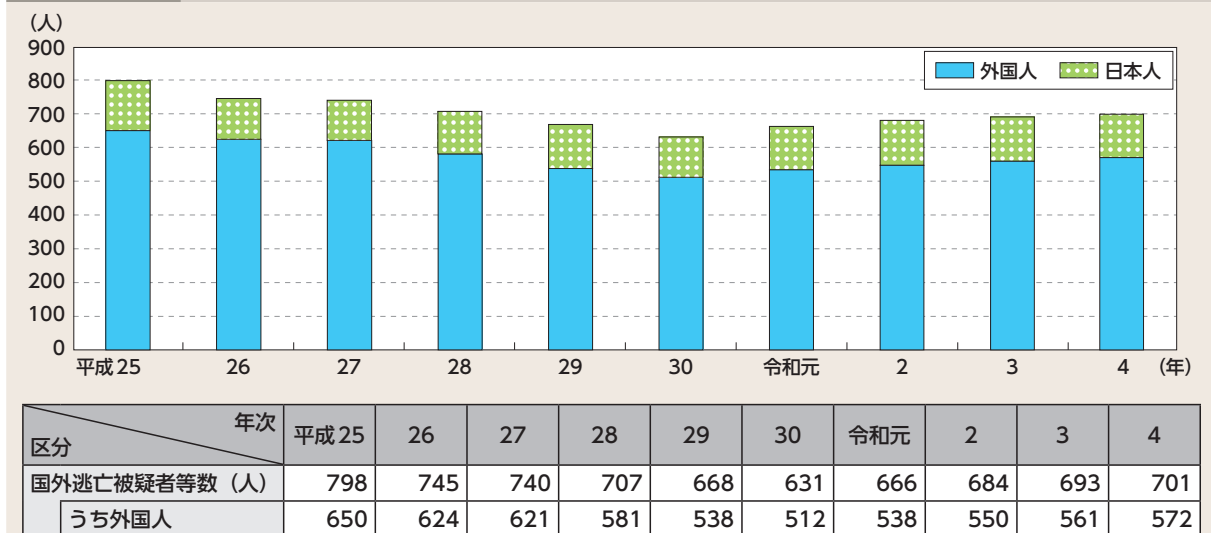
国外逃亡被疑者等の数の推移は、図表4-23のとおりである。

警察では、被疑者が国外に逃亡するおそれがある場合には、出入国在留管理庁に手配するなどして、出国前の検挙に努めている。また、被疑者が国外に逃亡した場合には、関係国の捜査機関との捜査協力を通じ、被疑者の所在確認等を行っており、所在が確認された場合には、犯罪人引渡条約^{（注4）}等に基づき被疑者の引渡しを受けるなどして、確実な検挙に努めている。

このような取組の結果、令和4年中は、出国直前の外国人被疑者15人のほか、国外逃亡被疑者52人（うち外国人17人）を検挙した。

このほか、事案に応じ、国外逃亡被疑者等が日本国内で行った犯罪に関する資料等を逃亡先国の捜査機関に提供するなどして、逃亡先国における国外犯処罰規定の適用を促し、犯罪者の「逃げ得」を許さないための取組を進めている。

図表4-23 国外逃亡被疑者等数の推移（平成25年～令和4年）



注：数値は、各年末現在

注1：212頁参照（第7章）

2：外国の要請により、当該外国の刑事事件の捜査に必要な証拠の提供をすること

3：日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者（以下「国外逃亡被疑者」という。）及びそのおそれのある者であって、主として警察が捜査対象としている者

4：212頁参照（第7章）

第4節

犯罪収益対策

1 犯罪収益移転防止法に基づく活動

暴力団等の犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むためには、犯罪収益の移転を防止するとともに、これを確実に剥奪することが重要である。警察では、犯罪収益移転防止法、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を活用し、関係機関、事業者、外国のFIU^(注1)等と協力しながら、総合的な犯罪収益対策を推進している。

(1) 犯罪収益移転防止法の適切な履行を確保するための措置

国家公安委員会では、犯罪収益移転防止法に基づき、毎年、犯罪収益の移転に係る手口等に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者^(注2)等が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪収益の移転の危険性の程度等、当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成・公表している。

また、国家公安委員会では、関係機関と連携し、犯罪収益移転防止法に基づき、顧客等の本人確認、疑わしい取引の届出等を行う特定事業者に対する研修会等を実施しているほか、特定事業者が犯罪収益移転防止法上の義務に違反していると認められた場合には、当該特定事業者に対して報告を求めるなどの必要な調査を行うとともに、当該特定事業者を所管する行政庁に対して、是正命令等を行うべき旨の意見陳述を行っている。

(2) 疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法に定める疑わしい取引の届出制度^(注3)により特定事業者がそれぞれの所管行政庁に届け出た情報は、国家公安委員会が集約して整理・分析を行った後、都道府県警察や検察庁をはじめとする捜査機関等に提供され、各捜査機関等において、マネー・ロンダリング事犯の捜査等に活用されている。

疑わしい取引の届出の年間通知件数は、図表4-24のとおりであり、おおむね増加傾向にある。

図表4-24 疑わしい取引の届出状況の推移
(平成30年(2018年)～令和4年(2022年))

区分	年次	平成30	令和元	2	3	4
年間通知件数(件)		417,465	440,492	432,202	530,150	583,317
年間提供件数(件)		460,745	467,762	461,687	524,462	581,252

注1：年間通知件数とは、国家公安委員会が特定事業者の所管行政庁から通知された疑わしい取引の届出件数をいう。

注2：年間提供件数とは、国家公安委員会が捜査機関等に提供した疑わしい取引の届出に関する情報の件数をいい、現に捜査中の事件に関する情報であるなどの理由から、提供を保留していた情報を再度整理・分析(再評価)し、提供可能と判断された情報について捜査機関等に提供した件数を含む。

図表4-25 都道府県警察の捜査において活用された疑わしい取引に関する情報の件数の推移(平成30年～令和4年)

年次	平成30	令和元	2	3	4
件数(件)	314,296	307,786	325,643	353,832	373,849

注1：Financial Intelligence Unit(資金情報機関)の略。疑わしい取引に関する情報を集約・分析して捜査機関等に提供する機関として各国が設置している。我が国のFIUは、国家公安委員会が担当している。

注2：犯罪収益移転防止法第2条第2項で規定されている事業者

注3：特定事業者(弁護士等を除く。)は、業務で收受した財産が犯罪収益である疑いがあると判断した場合等に所管行政庁へその旨を届け出ることが義務付けられている。

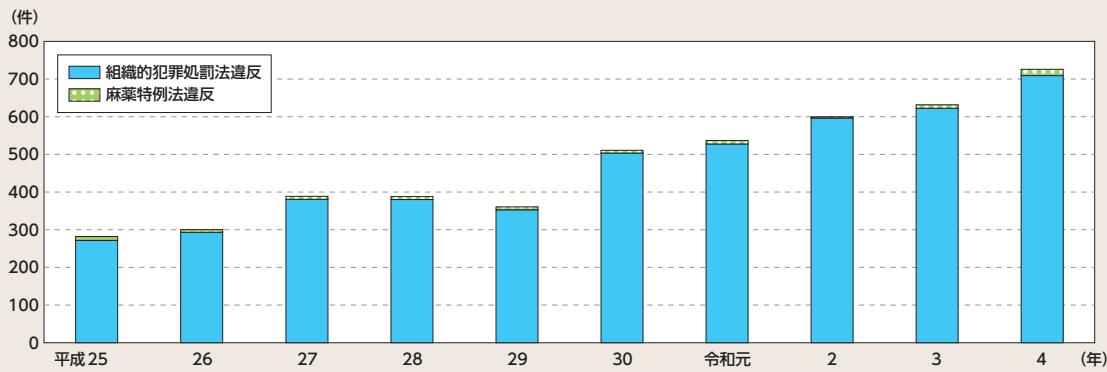
2 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況

マネー・ローンダリング事犯の検挙件数は、図表4-26のとおりであり、令和4年中は726件（前年比94件（14.9%）増加）であった。前提犯罪^(注)別にみると、主要なものとしては窃盗に係るものが257件、詐欺に係るものが254件、電子計算機使用詐欺に係るものが105件となっている。

令和4年中におけるマネー・ローンダリング事犯の検挙件数のうち、暴力団構成員等が関与したものは64件と、全体の8.8%を占めている。前提犯罪別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが28件、電子計算機使用詐欺に係るものが11件、窃盗に係るものが9件、恐喝に係るものが7件と、暴力団構成員等が多様な犯罪に関与し、マネー・ローンダリング事犯を行っている実態がうかがわれる。

また、令和4年中における来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯は108件と、全体の14.9%を占めている。前提犯罪別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが36件、窃盗に係るものが35件、電子計算機使用詐欺に係るものが11件、入管法違反に係るものが6件と、日本国内に開設された他人名義の口座を利用したり、不正入手した他人の電子決済コードを利用したりするなど、様々な手口を使ってマネー・ローンダリング事犯を行っている実態がうかがわれる。

図表4-26 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況の推移（平成25年～令和4年）



区分	年次	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
総数 (件)		282 (85)	300 (60)	389 (94)	388 (76)	361 (50)	511 (65)	537 (58)	600 (58)	632 (64)	726 (64)
組織的犯罪処罰法違反 (件)		272 (75)	293 (55)	381 (89)	380 (70)	353 (46)	504 (62)	528 (51)	597 (57)	623 (60)	709 (62)
法人等事業経営支配 (第9条)		2 (0)	1 (1)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (1)
犯罪収益等隠匿 (第10条)		171 (35)	180 (26)	234 (43)	268 (45)	240 (22)	377 (36)	378 (32)	413 (27)	461 (32)	578 (43)
犯罪収益等収受 (第11条)		99 (40)	112 (28)	145 (46)	112 (25)	111 (24)	126 (26)	150 (19)	182 (30)	162 (28)	130 (18)
麻薬特例法違反 (件)		10 (10)	7 (5)	8 (5)	8 (6)	8 (4)	7 (3)	9 (7)	3 (1)	9 (4)	17 (2)
薬物犯罪収益等隠匿 (第6条)		6 (6)	5 (3)	5 (3)	5 (4)	7 (3)	5 (2)	8 (6)	3 (1)	5 (2)	15 (2)
薬物犯罪収益等収受 (第7条)		4 (4)	2 (2)	3 (2)	3 (2)	1 (1)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	4 (2)	2 (0)

注：括弧内は、暴力団構成員等によるものを示す。

CASE

会員の男（34）は、令和3年6月、インターネットバンキングに係る不正送金により得た金銭合計約450万円で暗号資産を購入した上、他の暗号資産アドレスに移転して隠匿した。令和4年2月、同男を組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で逮捕した（岡山）。

注：不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネー・ローンダリングの対象となるもの。

3 犯罪収益の剥奪

犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するためには、これを剥奪することが重要である。警察では、没収・追徴の判決が裁判所により言い渡される前に犯罪収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用し、没収・追徴の実効性を確保している。

(1) 没収・追徴の状況

第一審裁判所において行われる通常の公判手続における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は、図表4-27のとおりである。

図表4-27 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況の推移（平成30年～令和4年）

	年次	没 収		追 徴		総 数	
		人員 (人)	金額 (千円)	人員 (人)	金額 (千円)	人員 (人)	金額 (千円)
組織的犯罪処罰法	平成30	65	184,210	36	545,123	101	729,333
	令和元	89	1,005,016	77	988,705	166	1,993,721
	2	83	352,900	68	1,156,082	151	1,508,982
	3	72	217,888	62	1,476,380	134	1,694,268
	4	76	205,665	92	1,342,766	168	1,548,431
麻薬特例法	平成30	36	5,138	204	269,902	240	275,040
	令和元	41	4,101	227	520,023	268	524,125
	2	66	7,681	211	152,426	277	160,107
	3	51	10,465	226	854,361	277	864,826
	4	56	5,678	223	860,989	279	866,668

- 注1：法務省資料による。
 2：金額は、千円未満切捨てである。
 3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。
 4：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算した。

(2) 起訴前の没収保全

令和4年中における起訴前の没収保全命令は、組織的犯罪処罰法で風営適正化法違反、賭博事犯、詐欺、窃盗、入管法違反等に関して162件（前年比20件（14.1%）増加）発出され、麻薬特例法で23件（前年比1件（4.2%）減少）発出されている。

図表4-28 起訴前の没収保全命令の発出状況の推移（平成30年～令和4年）

区分	年次	平成30	令和元	2	3	4
組織的犯罪処罰法 (件)		206 (27)	169 (14)	150 (20)	142 (22)	162 (19)
麻薬特例法 (件)		17 (5)	8 (1)	18 (6)	24 (6)	23 (5)

注：括弧内は、暴力団構成員等に係るものを示す。

CASE

賭博店経営者の男（43）らは、令和4年5月から同年7月にかけて、賭客にトランプカード等を使用する「バカラ」と称する賭博をさせた。同年7月、同男ら7人を賭博開張凶罪で逮捕するとともに、押収した現金のうち約1,300万円に対して、組織的犯罪処罰法の規定に基づく起訴前の没収保全命令が発出された。また、同年8月、同男が保有する現金約1億1,340万円に対して、同法の規定に基づく追徴保全命令が発出された（京都）。

4 国際連携

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するためには、各国が連携して対策を講ずることが不可欠である。このため、国際社会においては、FATF^(注1)、APG^(注2)、エグモント・グループ等の枠組みの下、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の国際的基準の策定、普及等が行われており、警察庁もこれらの活動に積極的に参画している。

(1) FATFの活動と警察庁の参画状況

FATFは、マネー・ローンダリング対策、テロ資金供与対策及び拡散金融^(注3)対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合であり、令和4年末現在、我が国を含む37の国・地域及び2の国際機関が参加している。警察庁では、全体会合等に参加し、マネー・ローンダリング対策等のための新たな枠組みづくりに向けた議論を行っている。

FATFは、各国が法執行、刑事司法及び金融規制の各分野において講ずるべき措置を、「FATF勧告」として示すとともに、参加国における勧告の遵守の徹底のため、順次、各国に審査団を派遣して相互審査を実施している。これまで我が国に対しても過去に4回にわたって審査が実施されており、令和3年6月の全体会合では、4回目の審査についての審査結果報告書の討議・採択が実施された。同報告書において、金融機関等に対する監督やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の捜査・訴追等に優先的に取り組むべきであるとされたことを踏まえ、令和4年5月には、政府において「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」が決定されたほか、同年12月には、犯罪収益移転防止法を含む関係法律の改正^(注4)がなされた。

(2) APGの活動と警察庁の参画状況

APGは、アジア・太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策等の強化・促進をするために設置された機関であり、マネー・ローンダリング対策等に取り組む国・地域に対する支援等を行っている。令和4年末現在、我が国を含む41の国・地域が参加している。警察庁では、年次会合に参加し、最新のマネー・ローンダリングの手口・傾向等についての議論を行っている。

(3) エグモント・グループの活動と警察庁の参画状況

エグモント・グループは、各国のFIU間の情報交換、研修、専門知識に関する協力等を目的として設置された機関であり、令和4年末現在、我が国を含む166の国・地域のFIUが参加している。警察庁では、年次会合及び作業部会にそれぞれ参加し、FIU間の情報交換に係る行動規範等に関する議論を行っている。

(4) 外国のFIUとの情報交換

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見するためには、各国のFIUが保有する情報の積極的な交換が必要であることから、国家公安委員会では、外国のFIUとの連携を強化し、活発な情報交換を実施している。また、令和4年末現在、110の国・地域のFIUとの間で情報交換のための枠組みを設定している。

注1：Financial Action Task Force（金融活動作業部会）の略

2：Asia/Pacific Group on Money Laundering（アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ）の略

3：大量破壊兵器の拡散に寄与する資金の供与

4：国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第97号）

警察活動の最前線



被害額 1 日 1 億円の黒幕

警視庁刑事部捜査第二課特別捜査第 16 係

小山 孝康

特殊詐欺の被害額は 1 日約 1 億円といわれています。これらの被害額の大部分は受け子や出し子から上位被疑者の手に渡り、その背後にいる暴力団等に渡っているとみられます。

アジト摘発をはじめ、受け子・出し子の検挙や様々な情報を端緒とし、陰で暗躍する上位被疑者への突き上げ捜査を推進していますが、末端のメンバーは、報復をおそれて上位被疑者に関する供述を拒む傾向があり、なかなか黒幕までたどりつかないのが実情です。

こうしたケースを踏まえ、警視庁では所属部署を横断した特殊詐欺対策プロジェクトを発足してあらゆる情報を共有しながら捜査を進め、暴力団事務所への搜索差押えや被疑者間の連絡状況の精査等により上位被疑者の検挙につなげています。

また、民事介入暴力を取り扱う弁護士との連携を強化して、暴力団の代表者等に対する損害賠償請求訴訟を支援しており、こうした取組は、被害者の経済的被害を回復するとともに、暴力団の活動資金を剥奪することができるものでもあり、暴力団の弱体化につながっています。

2000年代初めに特殊詐欺が認知されて以降、深刻な社会問題となって久しい今日、詐欺組織は海外に拠点を構えるなど、その手口を巧妙化させていますが、私は「詐欺組織を壊滅させることができるのは我々しかない」との気概を持ち、これからも特殊詐欺の検挙と抑止に邁進していきます。



「逃げ得」は許さない!! ～国外逃亡被疑者を追い詰めての検挙～

大阪府警察本部刑事部国際捜査課国際捜査共助第一係

谷岡 知代子

私は国際捜査共助を担当しています。

当係では、警察庁を通じて、外国捜査機関等に対し、被疑者の所在確認等の捜査共助・協力の要請を行ったり、被疑者が国外逃亡するおそれがある場合には、国際海空港等からの出国を未然に防ぐための手配を実施したりしています。また、被疑者が国外に逃亡中であれば、関係国の捜査機関との捜査協力を通じ、その所在が確認された場合、被疑者の引渡しに向けた調整を行います。

最近においては、SNSを通じて恋愛感情を抱かせた上で金銭を振り込ませる手口による国際的な詐欺事件を捜査中、首魁である日本人の被疑者がアフリカのガーナ共和国に潜伏していることが判明したことから、被疑者検挙に向け、国際手配や旅券返納命令の手続を行いました。ガーナ捜査当局に対しては、被疑者に関する情報提供や所在確認依頼、身柄拘束の要請等、あらゆる手段を講じました。その結果、令和 4 年 8 月、被疑者が日本に退去強制されることとなり、関西国際空港で逮捕することができたのです。この様子は、報道でも大きく取り上げられたほか、同年 9 月には、ICPO の幹部が大阪府警察本部に来訪して同事件について情報共有を行ったり、同年 11 月には、シンガポールで開催された ICPO 主催の国際会議において、我が国警察から本件についての事例発表をしたりするなど、大きな反響があった事件検挙となりました。

たとえ被疑者が国外に逃亡していても、決して「逃げ得」は許さないという強い気持ちで、国際捜査共助業務に邁進していきたいと思えます。

